

議案第 24 号

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 24 年 2 月 15 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例

川崎市火災予防条例（昭和 48 年川崎市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 4 項を加える。

（平成 23 年改正政令による危険物政令の一部改正に伴う危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準の特例等）

- 8 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 40 号。以下「平成 23 年改正政令」という。）による危険物政令第 1 条第 1 項の規定の改正により第 34 条の 2 第 1 項第 16 号イに定める技術上の基準に適合しないこととなる内装容器等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準については、同号イの規定は、平成 25 年 12 月 31 日までの間は、適用しない。
- 9 平成 23 年改正政令による危険物政令第 1 条第 1 項の規定の改正により新たに指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（以下「新規対象」という。）のうち、第 34 条の 2 第 2 項第 9 号に定める技術上の基準に適合しないものの位置、構造及び設備の技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全て

に適合している場合に限り、適用しない。

(1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管が、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

(2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成24年7月1日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。

10 新規対象のうち、第34条の2第2項第1号から第8号まで、第34条の3の2（第3号を除く。）又は第34条の4第2項（第1号、第10号及び第11号を除く。）に定める技術上の基準に適合しないものの位置、構造及び設備の技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が前項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成25年6月30日までの間は、適用しない。

11 平成23年改正政令による危険物政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者に対する第64条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成24年12月31日までに」とする。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

危険物の規制に関する政令の一部改正により、新たに炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が消防法上の危険物に追加されたことに伴い、当該危険物に係る貯蔵及び取扱いの技術上の基準等について特例措置を講ずるため、この条例を制定するものである。